

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 67 号

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の
一部改正について

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例（昭和 39 年
函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下「職員」という。）
の定員は、394 人とする。

2 休職中の職員，育児休業をしている職員および函館市職員の自己啓
発等休業に関する条例（平成 21 年函館市条例第 7 号）第 2 条の規定
により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業職員」
という。）は，その期間中定員外とする。

3 休職中の職員，育児休業をしている職員または自己啓発等休業職員
が職務に復帰することにより定員を超えるときは，当分の間，これを
定員外とすることができる。

附 則

この条例は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消防職員の定員を改正し，ならびに消防吏員および消防吏員以外の職員の全体で定員を定めることとし，ならびに規定を整備するため